

第 11 期藤沢市環境審議会委員委嘱式

第 1 回藤沢市環境審議会

2016 年(平成 28 年)11 月 28 日(月)

於・藤沢市南消防署 3 階 講堂

午後 2 時 5 分 開会

○ 党参事 皆様、こんにちは。定刻を若干過ぎてしまいましたが、これより第 11 期となります藤沢市環境審議会を始めさせていただきたいと思ひます。

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、本日、進行させていただきます、環境総務課長の党でございます。よろしくお願ひいたします。

本日の予定でございますが、お手元の次第でございますように、本日は議題の 1 つ目として委嘱式をさせていただいて、2 つ目として、環境審議会のほうに入らせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、初めに、鈴木恒夫藤沢市長から皆様に委嘱状を交付させていただきます。交付に当たりましては、鈴木市長が皆様のお席まで参ります。私のほうでお名前をお呼びいたしますので、ご起立の上、お受け取りいただきたいと思ひます。

青木正美様。

○ 鈴木市長 青木正美様。

藤沢市環境審議会委員を委嘱します。任期は、2016 年 11 月 1 日から 2018 年 10 月 31 日までとします。

2016 年 11 月 1 日 藤沢市長

よろしくお願ひいたします。

〔鈴木市長、青木委員に委嘱状交付〕

○ 党参事 浅田正子様。

○ 鈴木市長 浅田正子様。同様でございます。よろしくお願ひいたします。

〔鈴木市長、浅田委員に委嘱状交付〕

○ 党参事 安齋寛様。

○ 鈴木市長 安齋寛様。よろしくお願ひいたします。

〔鈴木市長、安齋委員に委嘱状交付〕

○ 党参事 猪狩庸祐様。

○ 鈴木市長 猪狩庸祐様。よろしくお願ひいたします。

〔鈴木市長、猪狩委員に委嘱状交付〕

- 党参事 大石憲子様。
○ 鈴木市長 大石憲子様。よろしくお願ひいたします。
〔鈴木市長、大石委員に委嘱状交付〕
- 党参事 大橋秀子様。
○ 鈴木市長 大橋秀子様。よろしくお願ひいたします。
〔鈴木市長、大橋委員に委嘱状交付〕
- 党参事 笹子良紀様。
○ 鈴木市長 笹子良紀様。よろしくお願ひいたします。
〔鈴木市長、笹子委員に委嘱状交付〕
- 党参事 猿田勝美様。
○ 鈴木市長 猿田勝美様。よろしくお願ひいたします。
〔鈴木市長、猿田委員に委嘱状交付〕
- 党参事 高橋洋子様。
○ 鈴木市長 高橋洋子様。よろしくお願ひいたします。
〔鈴木市長、高橋委員に委嘱状交付〕
- 党参事 田中美乃里様。
○ 鈴木市長 田中美乃里様。よろしくお願ひいたします。
〔鈴木市長、田中委員に委嘱状交付〕
- 党参事 橋詰博樹様。
○ 鈴木市長 橋詰博樹様。よろしくお願ひいたします。
〔鈴木市長、橋詰委員に委嘱状交付〕
- 党参事 廣崎芳次様。
○ 鈴木市長 廣崎芳次様。よろしくお願ひいたします。
〔鈴木市長、廣崎委員に委嘱状交付〕
- 党参事 廣瀬健二様。
○ 鈴木市長 廣瀬健二様。よろしくお願ひいたします。
〔鈴木市長、廣瀬委員に委嘱状交付〕
- 党参事 最上重夫様。
○ 鈴木市長 最上重夫様。よろしくお願ひいたします。
〔鈴木市長、最上委員に委嘱状交付〕

○ 党参事 吉田紀行様。

○ 鈴木市長 吉田紀行様。よろしくお願ひいたします。

〔鈴木市長、吉田（紀）委員に委嘱状交付〕

○ 党参事 吉田浩幸様。

○ 鈴木市長 吉田浩幸様。よろしくお願ひいたします。

〔鈴木市長、吉田（浩）委員に委嘱状交付〕

○ 党参事 それでは、委員の皆様、これからの2年間、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、鈴木市長からご挨拶を申し上げます。

○ 鈴木市長 皆さん、こんにちは。市長の鈴木でございます。

本日はお忙しい中、藤沢市環境審議会の委嘱式にご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。また、藤沢市環境審議会委員を快くお引き受けいただきまして、まことにありがとうございました。2年間、よろしくご審議のほど、お願ひをしたいと思いますと思っております。

環境は非常に大きな課題となっております。昨年の12月に、いわゆるCOP21でパリ協定が成立し、今月、我が国も批准しまして、平均気温の上昇について検討がなされているところでございます。

そういった状況を受けまして、本市におきましても、環境基本計画あるいは地球温暖化対策実行計画、エネルギーの地産地消推進計画に基づきながら、再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでいるところでございます。

藤沢市は、そういった流れの中で、本年度、藤沢市市政運営の総合指針2020をつくっているところでございます。また、2020年には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で江の島がセーリングの会場となっております。藤沢に世界からの環境に対する評価がされる場所であると思っておりますので、そういった意味でもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

藤沢には、後世に残していくべき豊かな自然がかなりあると思っておりますので、そういった面でも、住みよい藤沢を目指すため、皆さんからいろいろご意見をいただければと、このように思っております。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○ 党参事 それでは、鈴木市長はこの後、別の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

〔鈴木市長、退席〕

○**参事** それでは、これで第 11 期の藤沢市環境審議会委員の委嘱式を終わらせていただきます。

続きまして、これより第 11 期としては第 1 回目となります藤沢市環境審議会を開会させていただきます。

議事にお移りいただく前に、本審議会規則第 4 条第 2 項に、この審議会は過半数の委員の方の出席が開催要件とされておりますので、本日の出席状況についてご報告をさせていただきます。定数 20 名の委員さんのうち、本日、出席していただいております委員さんは 16 名でございますので、過半数を超えております。開催要件を満たしておりますことをご報告させていただきます。

なお、本日、傍聴者の方がお 1 人いらっしゃいますので、あわせてご報告をさせていただきます。

本日は、11 期の初めての審議会ということで、委員の皆さんの改選があったわけですが、今回は計画の改定の途中ということで、審議の継続性などから、多くの委員さんにご留任をいただいております。

このたび、新たに委員になられた方のみご紹介をさせていただきたいと存じます。新任の委員さんはお 1 人でございます。藤沢市獣医師会の副会長で、佐藤洋前委員の後任として委嘱させていただきました笹子良紀委員でございます。一言ご挨拶をお願いいたします。

○**笹子委員** 藤沢市獣医師会の笹子と申します。藤沢橋の近くで小動物の医院を開業しております。あとは県の獣医師会のほうで災害対策、救護マニュアル等に携わらせていただいております。よろしく申し上げます。

○**参事** ありがとうございました。よろしく申し上げます。

それでは、お手元にお配りをしました資料について、確認をさせていただきたいと思っております。本日、机の上に置かせていただいております。まず次第でございます、それから、両面刷りの委員名簿と本日出席している市の職員の名簿、本日の座席表となります。また、これとは別に、事前に郵送させていただいております資料が 3 部ございます。1 つ目が、右上の四角に資料 1 とあります、パブリックコメントをまとめたものでございます。A4、2 枚のものです。2 つ目が、右上四角の中に資料 2 とありますが、「藤沢市環境基本計画見直し（案）」でございます。3 点目が、右上に資料 3 とございます「藤沢市

地球温暖化対策実行計画見直し（案）」でございます。お手元におそろいでしょうか。よろしいですか。

それでは、もし何か足りないものがあるようでしたら、議事の途中でもお声がけいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず議題の(1)「会長・副会長の選出」でございますけれども、本審議会規則第2条に「委員の互選により定めること」となっております。いかがいたしましょうか。

○青木委員 事務局一任でお願いできないでしょうか。

○黛参事 事務局に一任というお声がございましたけれども、事務局に一任ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黛参事 それでは、審議事項の継続性といえますか、今ちょうど改定の途中ということもございますので、前期、第10期の審議会において、会長、副会長をお務めいただきました猿田委員、猪狩委員に引き続き会長、副会長をお願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

〔拍 手〕

○黛参事 それでは、会長を猿田委員に、副会長を猪狩委員をお願いしたいと存じます。

それでは、猿田会長、猪狩副会長は、会長席、副会長席へお移りいただきたいと思えます。

〔猿田会長、猪狩副会長、それぞれ会長席、副会長席に着く〕

○黛参事 これより議題の(2)に入りますけれども、本審議会規則第4条によりまして、審議会の議長は会長に当たっていただくことになっておりますので、これより先は猿田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。会長、よろしく願いいたします。

○猿田会長 引き続き、会長を務めさせていただくことになりました猿田でございます。先ほど、市長さんのご挨拶にもございましたように、基本計画並びに地球温暖化対策実行計画などの見直し案が前期に引き続き継続審議となっておりますので、ひとつよろしくご協力を賜りますようお願い申し上げたいと存じます。内容の審議も大詰めに来ております。近々答申という作業もございますので、ひとつ活発なご意見をお願い申し上げたいと存じます。

それでは、議事に入ります。まず、藤沢市環境基本計画及び藤沢市地球温暖化対策実

行計画の見直しに関するパブリックコメントの結果について、ご報告願います。

○木村主幹 環境総務課の木村と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、『藤沢市環境基本計画』及び『藤沢市地球温暖化対策実行計画』の見直し（素案）についてのパブリックコメント」ということで、実施状況等々につきましてご説明申し上げます。資料1を用いて説明をさせていただきます。

まず、パブリックコメントにつきましては、10月18日から11月16日までの間に実施をいたしまして、6人の方から21件のご意見等をいただきました。今回いただいたご意見等の内容につきまして、項目別に整理をいたしましたので、その内容について、本日簡潔にご説明させていただくとともに、あわせてそのご意見に対する市の方向性ですとか市の考え方について、ご説明させていただきたいと思ひます。

①として「藤沢市環境基本計画の見直し（素案）」、基本計画のほうのご意見といたしましては、先ほどの21件中7件、意見がございました。上から説明させていただきます。

1番目です。項目の環境像1の1-5「大気・土壌・水質等における放射性物質への対応」の中の【現状と課題】につきまして、「東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質による環境汚染対策が、原子力基本法の枠組から環境法体系に組み込まれることになった点について……環境基本計画には記載がないことから、これをきちんと明記すべきである」ということでございます。こちらにつきましては、市の考えといたしましては、明記する方向で検討をしてみたいと考えております。

2つ目です。環境像2、2-3「新たな緑の創造」の【施策の方向性】の中で、以前利用することができた緑の広場（家庭菜園）について、再び利用できるようにしてもらいたいという、やや要望というところでご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、本日出席はないのですが、公園課というところが担当課になりますが、確認をいたしましたところ、ご意見のあった家庭菜園につきましては、市が農地所有者から借地をして開設していましたが、所有者の事情によりまして閉鎖、返却したことから、現在、市が管理をしている土地ではないとの回答を得ております。

3つ目です。環境像2の2-3「新たな緑の創造」の【施策の方向性】の中で、「市内の住宅地には公園が少ない。災害発生時における緊急避難場所としての活用も含め、緑豊かな公園を造成してもらいたい」。公園の造成というご要望のご意見でございます。こ

ちらも同じ担当課、公園課に確認いたしましたところ、公園整備につきましては、用地の取得等に時間を要することから、今後も引き続き、順次整備の推進に努めていくとの回答を得ております。

4番目です。環境像2、2-3「新たな緑の創造」の【施策の方向性】で、翠ヶ丘公園につきまして、周辺の避難路の確保についてお願いをしたい、道を整備してもらいたいというご意見をいただきました。こちらについても担当課に確認をいたしましたところ、翠ヶ丘公園の森林に覆われた場所は急な斜面地にあることから、緊急時に安全な避難路となり得る散策路の整備には多くの課題がございまして、安全性の確保は難しいと考えているとの回答を得てございます。

5番目、ここは意見が2件ございますので、5番目と6番目ということで。環境像5、5-3「エネルギーの地産地消」の【環境目標】と【施策の方向性】についてのところでございます。こちらのご意見は「低炭素社会の実現に向け、ガスコージェネレーションや燃料電池を中心とした分散型電源の導入は、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く、温暖化対策に極めて有効である。国の地球温暖化対策計画及び県の環境基本計画、地球温暖化対策計画においてもこの点について言及されていることから、これらの導入促進について、環境目標及び施策の方向性に具体的に明記してもらいたい」。端的にはガスコージェネレーションや燃料電池を中心とした分散型電源の導入というものを明記してほしいというご意見でございます。こちらにつきましては、本日お配りさせていただきました藤沢市地球温暖化対策実行計画の重点プロジェクトのところに、再生可能エネルギー、自立分散型電源の導入促進ということで、現在、見直し案の中で定めさせていただいてございます。そういう意味からは、環境基本計画の中でもその整合が図れるように検討してまいりたいと考えてございます。

裏に行きまして、7件目の意見です。環境像5、5-6「低炭素化を誘導するまちづくり」。こちらは「環境像5における環境目標5-6『低炭素化を誘導するまちづくり』について、具体的施策の検討に際しては、県の地球温暖化対策計画における『地域での効率的なエネルギー利用の促進』（地域の分散型電源から、地域の需要家に電力を供給するシステム構築の推進）を参考にしてもらいたい」というご意見を頂戴いたしましたので、こちらにつきましては計画の見直しに当たっての参考にさせていただきたいと考えております。

以上が、「藤沢市環境基本計画」の見直し（素案）にいただいたご意見7件でございます。

す。

3 ページ目です。「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の見直し（素案）に対するご意見でございます。こちらは21 件中 14 件、ご意見をいただいております。それでは、上から順にご説明をさせていただきます。

1 番目です。「計画の目的と特徴」の中に「低炭素社会の創造」とありますが、パリ協定を踏まえて、「脱炭素社会の創造」とすることが望ましいとのご意見を頂戴いたしました。こちらにつきまして、市の考えといたしましては、国の地球温暖化対策計画や神奈川県地球温暖化対策計画などでも低炭素型の都市、地域づくりですとか、低炭素型のまちづくりと表記をしておりますことから、これらの計画との整合性を図る意味でも、現状の表記のままとさせていただきたいと考えております。

2 番目です。「計画の基本理念」というところです。意見の内容といたしましては、同じく「低炭素社会の実現」を「脱炭素社会の実現」にすることが望ましいというご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましても、今と同じ理由で、現状の表記のままとさせていただきたいと考えております。

3 番目です。「現状と課題」のところの、「地域レベルにおける温暖化対策のさらなる推進が求められています」との記述につきまして、さらなる推進のためには実効性のある「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」が求められていることから、実効性のあるエネルギーの地産地消推進計画ということについて記載してもらいたいというものでございます。こちらに対する市の考え方といたしましては、本日お配りしております「藤沢市地球温暖化対策実行計画見直し（案）」の中に、重点プロジェクトにエネルギーの地産地消の推進ということを定めておりますことから、ここでの表記につきましては現状のままとさせていただきたいと考えております。

4 番目、基本方針 2「低炭素社会の創造」、また基本方針 6「低炭素を誘導するまちづくり」、それぞれの基本方針の中で、「低炭素」という表現を「脱炭素」とするほうが、より積極的に温暖化防止の取り組みへの決意が伝わり、メッセージ性が高まると考えられるというご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましても、先ほど来と同じ理由によりまして、現状の「低炭素」という表記のままとさせていただけたらと考えてございます。

基本方針 3「エネルギーの地産地消」というところです。ここは2 件、意見がございますので、5 番目と 6 番目という形の数え方になります。こちらのご意見といたしまし

では、先ほどと同じく、「エネルギーの地産地消」という基本方針 3 の中に、ガスコージェネレーションや燃料電池を中心とした分散型電源の導入ということを明記してもらいたいというご意見をいただいております。こちらにつきましては、「藤沢市地球温暖化対策実行計画見直し（案）」、本日お配りさせていただきました重点プロジェクトに、再生可能エネルギー、自立分散型電源の導入促進ということを定めておりますことから、ここでの表記につきましては現状のままとさせていただきたいと考えてございます。

基本方針 3 「エネルギーの地産地消」、7 件目のご意見でございます。端的には、可燃性廃棄物を利用した火力発電所の建設を検討してほしい、そのようなご意見をいただきました。こちらにつきましては、今後の施策の参考にさせていただきたいと考えてございます。

8 件目、基本方針 3 「エネルギーの地産地消」。端的には、駅のホームの屋根に太陽光熱シートを設置して、電力の有効活用を図ってもらいたい、そのようなご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、今後の施策の参考にさせていただきたいと考えてございます。

4 ページ目、施策の柱 6 「再生可能エネルギー利用促進」ということで 2 件、9 件目と 10 件目の意見になります。再生可能エネルギーの利用促進にガスコージェネレーションや燃料電池を中心とした分散型電源の導入を明記してもらいたいというご意見でございまして、こちらにつきましては、重点プロジェクトに定めてございますので、ここでの表記は現状のままとしたいと考えてございます。

11 件目、「施策の体系図」の中のご意見でございます。「低炭素」の表記は「脱炭素」とするほうが望ましいというご意見をいただいております。こちらにつきましては、先ほどと同じ理由によりまして、現状の「低炭素」の表記のままとさせていただきたいと考えてございます。

「施策の体系図」の中のご意見です。ここは 2 件ございまして、12 件目、13 件目のご意見でございます。「施策の体系図」の中に、ガスコージェネレーションや燃料電池を中心とした分散型電源の導入を明記してもらいたいというご意見でございまして、こちらにつきましては、先ほど来申し上げます重点プロジェクトに、案として定めておりますので、ここでの表記は現状のままとさせていただきたいと考えてございます。

最後、14 件目です。これはどこにも属さないご意見でございます。端的には、県立か

ながわ女性センターの跡地に藤沢市海洋エネルギー研究所を設立してもらいたいというご意見でございます。こちらにつきましては、今後の施策の参考にさせていただきたいと考えております。

以上、雑駁ですが、パブリックコメントの状況につきまして、ご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○猿田会長 ただいま、パブリックコメントの結果について、いただいたご意見についての報告がございました。これに関連して、何かご意見等がございましたら、あるいはご質問がございましたら、ご発言ください。

○猪狩副会長 環境基本計画の最初の問題ですけれども、「大気・土壌・水質等における放射性物質への対応」、市としては、具体的な明記というか、そういう方向で考えるということでしたが、具体的にどのような視点で、どういう取り上げ方をしようとしていらっしゃるのか。ちょっとそれを教えてください。

○木村主幹 こちらにつきましては、ここの「意見の内容」にも書いてございますけれども、ふじさわ環境白書のほうで、既に審議会の中でご意見を頂戴いたしまして、先行して放射性物質による環境汚染の対策についてということで、これまでの原子力基本法の枠組みから環境法の体系に組み込まれたという経緯などが書いてございますので、現在の白書に沿った形で、環境基本計画のほうにも記載してまいりたいと考えてございます。

○猪狩副会長 そういう形で明記していただければ大変ありがたいと思うんです。

ご承知のように、原発事故を契機にして、環境基本法の第13条の規定、これは白書の10ページにかなり詳しく記載はされておるんですけれども、これは非常に重要なことなんです。今まで放射性物質に関する問題は、環境問題としては扱われていなかったわけです。それがこの時点で初めて環境問題として取り上げるようになったということですね。環境基本計画の中で、用語説明の中でも出てきますけれども、継続性のある開発であるとか、社会の構築とか、そういう表現がありますが、これらは全て環境基本法の中で明記されている概念なんです。理念です。この理念が、言うなれば放射性物質の問題についても守備範囲に入ってきたということです。そういう意味では、環境問題に対する大きな転換であると思います。ぜひそういう方向で。

今回の環境基本計画の見直しですけれども、平成23年に市は改定しています。ところが、その平成23年にまさに事故があったわけですね。その問題についての検討が全くなされてない。さらに平成25年にも基本計画についての見直しがされました。しかし、

その時点でも、まだ国のほうの政策もどういう方向で動くのか明確でなかったんです。そんなわけで、その点について、具体的な計画がされていなかった。そのようなことを踏まえてということなんだと思いますけども、白書のほうでせつかくそういう項目が設けられているなら、それについての内容を盛り込むべきではないかという意見もあって、これが先ほど言った平成 26 年度の年次報告の中で取り上げられて明記されたという経緯があるわけです。ですから、それを踏まえて。

もちろん、まだ国が整備されてないというわけじゃなくて、環境基本法に従えば、環境基準が作成される。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染。中央環境審議会で猿田先生も長い間携わっておられたんですけれども、国の環境指針ですね、そこでも諮問がされて、検討されて、今、その方向で環境基準の捉まえ方。ただ、環境基準を捉まえるときの環境基準は従来のものですね。基本法の中に書かれておりますけれども、生存するに望ましい、それから生活するに快適な、そういう環境基準を定める。その環境基準を維持するために、対象物質の排出規制をつくる、これが排出基準ということです。そういう形で規制されてきたわけです。

ところが、放射性物質に基づく汚染の関係というのは、その辺が非常に難しい。一律に環境基準を定めて、それに対する排出規制というような形では処理し切れないところがあるということで、非常に悩ましい問題があることは間違いないんですけれども、そういう方向で国としても考えておるようですので、それを待って順次地方自治体としても取り込んでいくということになるかと思います。1 つの大きな変化があったということで、実際には盛り込んでおいていただきたいと思います。

○猿田会長 今、副会長からいろいろとお話がありました。環境基本法、これは平成 5 年に制定されましたけども、平成 4 年 6 月にリオで地球サミットがあって、そこで地球温暖化に関する条約とか生物多様性の条約とかいろいろできました。その前の年に、私は当時、中央環境審議会の委員だったわけですが、今後の行政のあり方という諮問があったんですね。それは平成 3 年にあった。平成 4 年に地球サミットがあるから、それが終わってから新たに新しい法律をつくりましょうということで、平成 3 年には特に検討しなかった。平成 4 年の 6 月に地球サミットがあって、6 月半ばに終わりました。私も出席しましたけども、帰ってきて、7 月の初めから、環境基本法というよりも今後の環境行政のあり方についてという諮問が再度されまして、中央公害対策審議会の中で、9 名の委員で、制度のあり方についてという小委員会をつくったんです。私もその一人な

んですが。7、8、9の3カ月間で実に23回の会議をやりまして、10月初めに答申した。それで翌年の国会で基本法ができた。

そのときに問題になったのは、今、副会長から説明があった、放射能問題をどうするかということだったんです。当時の環境庁としては今まで放射能は扱ってなかった。公害対策基本法の中では放射能は入っていません。ですから、一切扱ってない。今度、新たに基本法をつくるときに、放射能を入れるかどうかということをやったんですが、当時の通産省で、原子力基本法があるので、放射能に関してはそれで進めて対応していく、それで十分だというような意見。我々9人の委員の中では、やはり入れるべきじゃないかという意見が多かったんですけれども、国としては、原子力基本法があるんだから、それで対応できるということで、環境基本法には入れませんでした。その結果、ああいふ事故があったので、今度は環境基本法に入ってきた。生活環境まで汚染されるようなことでは、原子力基本法では対応できない。環境基本法の中で、環境という視点も踏まえて十分対応しなければならぬということで、環境基本法が改正されて入ってきたわけですね。

ですから、今後、地方としても、原子力施設を持っている自治体はなおさらのことでしょうけれども、藤沢にしても、横浜にしても、原子力施設はありませんけれども、どういふ影響を受けるかわからないというのであれば、その場合にどうするかはやはりきちんと対応できるようにしておかなくてはならないだろうということで、最近では地方の条例の中でも放射能に関連した対応ということを考えなければならぬということで、基本計画の中に入れていっているところが増えたということだけは事実でございます。

一応ちょっとつけ加えておきます。

- 廣瀬委員 2点。低炭素と脱炭素のことで、事務局のお考え、整合性をとるということで、それはそれで理解をいたしますが、パリ協定とか政府の計画も、2050年80%減という計画になっていますので、事実上、脱炭素と言ってもおかしくない状況があると思うんですね。ですから、CO₂をめぐってそういう変化があるということ、事務局としては当然ご認識になっていると思いますが、そういうことをもとに、市民の方への広報等々に努めていただきたいというのが、ひとつ意見です。

それとあと、最後の「新たな施策」のところ、これを読むと、2つあるんですね。江の島等のシンボルになるところに再生可能エネルギーのシンボル施設をつくったらいいんじゃないか。また神奈川県的女性センター跡地というふうにも読めるので、前半に

ついて、事務局のお考えを聞かせてください。

○木村主幹 4 ページ目の一番最後、「新たな施策」のところで、1 点、漏れがございました。失礼いたしました。江の島の橋への風力発電タワーの設置が必要と考えるというご意見でございます。こちらにつきましては、事務局といたしましては、今後の施策の参考にさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○猿田会長 よろしいですか。ほかに。

私からちょっと伺いたい。きょうのパブコメのまとめの中で、低炭素というのと、脱炭素と、ご意見があるよね。それに対して、なぜ脱にするのかということが何か書いてあるの。

○木村主幹 そのご意見をいただいた方は、3 ページ目②「藤沢市地球温暖化対策実行計画の見直し（素案）」、一番上のところですね、『計画策定の目的と特徴』において、『低炭素社会の創造』とあるが、パリ協定を踏まえ、『脱炭素社会の創造』とすることが望ましい」ということで、パリ協定で今後の取り組みが示される中で、低炭素というよりは脱炭素と言ったほうがより決意が伝わるのではないかという趣旨のお考えのもとに、ご意見を頂戴したのではないかと考えております。

○猿田会長 脱炭素って、あり得ない。

その前に、廣瀬委員のご意見を。

○廣瀬委員 私の認識としては、パリ協定の文言に、今世紀末には温室効果ガス排出量をゼロまたはマイナスにするという表現がありますよね。ただ、パリ協定に脱炭素という言葉は確かにないのかもしれないけど、実質的にゼロまたはマイナスですから、炭素社会から次のエネルギー社会に移行しなくちゃ地球はもたないよというのがパリ協定の中身だと思いますし、あと、政府も、2050 年 80%減にする。20%は残っているんで、CO₂ を使わないというわけではないし、当然出したものを吸収するという意味もあると思います。そういった意味でも実質的に政府も脱炭素の構築を目指しているのかなと思いますけど、ここは、そういう定義の問題は私はいいいのかなと思うんです。少なくともマイナス 80%というのが日本の計画だということを認識する、その表現が低炭素なのか、脱炭素なのか、そこはいいと思うんです。少なくとも脱炭素という言葉が結構いろんな新聞の見出しで使われていますので、今後そういう使われ方をしていくのかなという気はします。

○猿田会長 それはパリ協定を間違っって解釈しているんです。あそこでゼロというのは、

今後我々が地球上で生活していく上で脱炭素というのはあり得ないんです。炭素を使うのをエネルギーとしてゼロにするのはあり得ない。

パリ協定で言っているゼロというのは、発生量と吸収量のバランスをとってゼロにしようと言っているんです。絶対に発生を否定してないんです。要するに 100 億トン発生したら、海とか森林で吸収するのを 100 にしよう。100 億トン吸収させる。今、海水はそんなに吸収できませんけども、そういうことで発生する CO₂ を減らして、いわゆる工業などで使われる CO₂、海に吸収される CO₂、そのバランスをとってゼロにしようと言っているんですね。バランスの問題なんですよ。決して脱炭素で CO₂ の発生をゼロにしようなんて一言も書いてないんです。バランスをどうするかが問題だということなんですね。これが大事なことであって、今の地球上の空気、今、増えていますけども、産業革命のときには空気中に 0.03% ですよ。酸素が 21%、窒素が 78%、CO₂ はわずか 0.03%、ppm にすると 300ppm です。それが今、400 になってしまった。それを 300 に戻すためにどうするかということで、バランスをとろうとしているわけですね。発生量と吸収量。

地球ができて、そういう濃度、300ppm くらいになったのは 10 世紀くらいで、その前はもっと CO₂ が多かったんですね。それが減ってきて、今こういう状況になっている。もしこれを CO₂ をゼロにしたら、地球の平均気温はマイナス 17 度になっちゃうんです。CO₂ があるから、平均気温が 15 度というのを保っているんです。ですから、CO₂ は必要なんです。CO₂ がなかったら、地球上は氷点下なんです。ですから、それを増やしたくない。平均気温 15 度を保ちたい。そうしないと、我々人間も含めていろんな生物にも影響が出てくるということで、今大騒ぎしているわけです。

だから、ゼロ炭素というのを間違っって解釈しちゃ困るんです。発生量と吸収量のバランスをとると言っていることなんです。我々の生活の中で絶対に炭素から脱却することはできませんからね。ですから、その辺を理解して、この計画もちゃんと見直していただきたいと思います。

- 廣瀬委員 私は少なくともそういう理解のもとに言っていますので。
- 猿田会長 それはご自由ですから、いいです。ただ、パリ協定は、炭素の発生を決してゼロにするとは言っていません。
- 廣瀬委員 脱炭素という言葉を使ってないのはそのとおりですけど、ゼロまたはマイナスにするということを言っているんで、それは当然、発生と吸収のバランスをとることですから、そういう認識でありますけれども、少なくとも抜本的に化石燃料の使

用量を削減しないとできないことは事実ですから、それをどう言うかは、今後世の中で決まっていくなんでしょうけど、少なくとも私は吸収量のことを認識しないで言っているという誤解はしないでいただきたいと思います。

○猿田会長 私が言いたいのは、脱炭素と言って炭素から脱却しようということは約束できない以上、書くべきじゃないということ、それだけです。

ほかにございませんか。よろしいですか。それでは、パブコメに関してはこの程度にさせていただきますでしょうか。

次に移りましょう。資料2、基本計画の見直し案について。お願いします。

○古谷補佐 環境総務課の古谷と申します。よろしくお願いたします。

藤沢市環境基本計画につきまして、前回の審議会におきまして委員の皆様からご指摘いただきましたご意見についての対応状況につきましてご報告をさせていただきます。

お手元の環境審議会資料2をご覧くださいと思います。2ページ、第1章「計画の基本的考え方」です。前回審議会におきまして、袖野委員から、「計画見直しの意義と必要性」の記述の中で、「パリ協定のことについては書き込まれている。その上で、SDGs（持続可能な開発目標）というものについても、国際的な動きの中で大きな動きがあった。国のほうの議論でもしっかり取り組みが進められているということ踏まえ、こうした背景をこちらのほうに記載してはどうでしょうか」というご意見をいただきましたので、2ページのやや中段のあたりで記載をさせていただきました。

次に、少し飛びまして第4章「施策の役割の方向性」、19ページ以降となってきましたけれども、こちらの中で、環境目標における用語を少し精査してはどうかということで、橋詰委員、猪狩副会長からご指摘をいただきました。この内容については、環境目標の中で、「すること」あるいは「されていること」の表記にややばらつきが見られましたので、「されていること」という表記にそろえるような形で精査をさせていただいております。項目によりましては、なかなか「すること」「されていること」が明確に区別できない、しづらい部分もございましたが、可能な範囲で対応させていただきました。

また、同じく20ページと21ページの体系図をご覧ください幸いですけれども、こちらの中で、「環境像5 未来の地球環境への投資を行う藤沢」「環境目標 5-5 行政の率優先的取組の推進」で、実は変更前には「市民や事業者を牽引する行政の率優先的取組が推進されていること」ということで、「牽引」という言葉がございました。この点につきましては、橋詰委員から、言葉としてそぐわないのではないかというご意見を

いただきましたので、市民や事業者と協働というような形、「市民や事業者と協働・連携するための行政の率先的取組が推進されていること」という表記に改めさせていただいております。

また、こちらの全体の構成につきまして、「環境像 5-4 循環型社会の実現」等について、実際の内容が「環境像 2-1 廃棄物の排出抑制及び適正な処理」と少し重複している。この点について、もう少し整理をしてもよいのではないのでしょうかというご指摘を袖野委員からいただきましたが、今回の見直しの中では、基本的に施策の体系図に沿った形で行うということになっておりますので、その柱立て自体はこのままでいかせていただければと思っております。

次に、同じく第4章の各論に少し入っていくんですけども、74 ページ以降をご覧になっていただければと思います。こちらの環境像 5 につきましては、地球温暖化への取り組みを中心に記載をさせていただいております。記載の仕方として、廣瀬委員あるいは橋詰委員から、例えばその算定方法についても、これは効果管理用算定なのですよという記載をしっかりとさせていただきたいというご意見をいただきましたので、その点につきましては、76 ページでしっかりと記載をさせていただきました。達成指標であったり、グラフであったりといったところになっております。

また、少し議論が多かった点といたしましては、77 ページ以降、「地球温暖化への『緩和策』と『適応策』」についての書き込みの部分ですけども、こちらは廣瀬委員、橋詰委員、青木委員から、特にこの部分が前回お示しをさせていただいた資料の中では、率直に言ってちょっと唐突な感じがあって、その部分だけが独立して示されていて、なかなかイメージができなかったということがございました。その点につきましては、前回の審議会から本日まで、庁内の検討会議であったり、あるいは副市長を委員長、副委員長に、委員が各部局長で構成をされます会議があるんですけども、そちらの中でも同じようなご意見をいただき、現在、こちらについては、環境像 5 の「現状と課題」の中でしっかりと位置づけをさせていただくという形で整理をさせていただいております。

また、78 ページから 80 ページにまたがります「影響と適応」の書き込みにつきましては、何人かの委員さんから、用語の使い方であるとか、例えば「健康に関する影響と適応」の中では、蚊を媒介とするデング熱などの表記をしていただきたいというご指摘もいただきましたので、その点につきましては対応させていただきました。

また、その他の委員さんから、それぞれの分野について、細かい用語の精査についてのご指摘をいただきましたし、生物多様性との関連性などのご指摘も安齋委員からいただきましたので、その点についても精査をさせていただいております。

なお、今回、環境審議会資料2として皆様にお示しさせていただいております見直し案につきましては、前回と異なる点といたしましては、主体別の役割、いわゆる市民、事業者、NPO 法人等、大学、行政、特に行政の部分につきましては、庁内検討会議を含む関連各課との調整がほぼ終わりましたので、今回、行政の具体的な取り組みとして皆様のお手元にお示しさせていただいております。

項目の整理についてのポイントとしては、前回の見直しから今回の見直しまでの中で、例えば既に事業が終了している、あるいは達成されたものはある程度省き、また審議会でもご審議をいただきました、今回の見直しのポイントとなる点を踏まえた形での新規の取り組み等があればそれを記載するという形で整理を行わせていただいております。

藤沢市環境基本計画見直し案につきましての事務局からの説明は以上でございます。

○猿田会長 資料2について、ただいま説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、どうぞご発言ください。

その前に、今、78 ページ、ここにリンゴの着色不良というのがあるよね。今回のこれは全部グリーンで色が出るの？

○古谷補佐 今回、審議会でご議論いただく資料としては2色刷りなんですけれども、最終的には色のついたカラーの状態でお示しをさせていただきます。申しわけございません。

○猿田会長 これじゃ、リンゴがちょっとかわいそうだなと思った。じゃ、安心しました。じゃ、ご発言ください。

○廣崎委員 机の上に「生きものが語る藤沢の自然」という印刷物がありますが、これに関連して、私の意見を述べさせてもらいたいんです。

今、落ち葉がたくさんあって迷惑だ、こんな落ち葉があるんだったら木を切っしまえという人がたくさんいて、役所もそういうことではいろいろご苦労されていると思うんですよ。実はそういう人こそ、環境教育というものを一生懸命やらなきゃいけない。自然を守ることが大事だという人たちは、今さら勉強会も何もやらなくたって、みんなわかっているんです。だけど、落ち葉がたくさんあるから木を切っしまえ、自然なんかどうでもいいといったような人たちに対して、そうじゃないよということをそれぞれ

の人がわかるようにするには、実態調査をやった結果はすごく大事だと思うんです。

これを見ると、藤沢市の人たちがたくさん、役所の人はもちろんそうですけども、一生懸命やったのに、日本大学の博物館では、藤沢市は後援なんです。実際にやったのは藤沢市自然環境実態調査で、日大は協力をしていただけなんです。実際には藤沢市はやってない。要するに後援だけ。

それから、市民がたくさん見るためには、そう言っちゃなんですけど、六会の日大まで行って見ようという人はなかなかいないんで、市内でどうしてそういうことができないんだろうか。市の担当の課長さんなんかが大変苦勞されているのに、一番大事な、自然なんかどうだっていいやという人たちに対する啓発運動として、もっといい場所できれないものかと思うんですが、どうでしょうか。

○猿田会長 何か事務局から。場所が悪いというご指摘だけど。

○高橋課長 みどり保全課長の高橋と申します。

お手元のパンフレット、確かに平成23年度から25年度まで、市と市民の皆様が協力していただいた成果を、日大さんのほうもちろん協力体制でやったものでございます。企画展そのものは長い期間やっているんですけども、たまたまおとといの土曜日は講演会もございまして、私も聞いたんですけど、大体100人近くの方が聞きに来られて、関心の高さといいますか、そういったことを感じたところでございます。たまたま日大さんが年に2回、企画展を毎年やっていらっしゃるって、今回はその中の1つとして、今年はこれをやりましょうということになったわけでございます。

今回の環境基本計画の中でも、60ページの「生物多様性の保全」という項目で挙げられております。60ページの下段にも書いてあるとおり、生物多様性地域戦略といったものもつくってまいります。こういった中で、先週、第1回の検討委員会が開かれたんですけども、これまでやってきたことの普及啓発あるいは生物多様性の大切さ、これが一番大事じゃないかということを委員の皆様からもたくさん意見を頂戴しております。今後は廣崎委員からいただいたようなご意見も踏まえまして、普及啓発に努めてまいりたいと考えています。よろしく願いいたします。

○廣崎委員 苦勞して一生懸命実態調査をなさった方々が、お互いに老齡化していった、次に実態調査をやるときに人がいるだろうかという心配もある。そのためには、実態調査をやった人たちが、ご苦勞さんでしたとみんなから認められるように。というのは、今、課長からお話があったように、説明会とかそういうときに、木を切つてしまえとい

うような人たちが、冷やかしても何でも寄って、そのときに「ああ、そうか」と説明でもしてもらえそうなこと。

67 ページに「達成指標」というのがありますが、ここですと、環境関連講座とか体験学習会とか、要するに勉強しようという人たちなんです。そうじゃなくて、自然なんかどうだっていいやというような人たちのための啓発運動ですね。今建築中の新館が間もなくできますから、そこでそういう人たちを1人でも2人でも、「ああ、そうか。俺たちは考えが間違っていたんだ」といったような教育の場、啓発活動をするような場所を、市役所の中とか、あるいは市の関連したところにつくるように心がけていただきたいと思うんです。いかがでしょうか。これは部長さんをお願いしたいと思うんですけども。

○金子部長　ご指名でございますけれども、私の段階でお答えするというのは非常に難しいと思っています。新館の1階ロビーにはそういう啓発コーナーもつくっていくことになります。ただ、啓発って、環境も含めていろんなものを市としては市民に対して啓発をしていかなければいけないので、常設というのはちょっと難しいでしょうと。

そういった意味では、環境フェアの中で、これから生物多様性戦略ができる中で、そういうブースで広めていただいたり、今回、日大さんで講演会をやっていただきましたけれども、そういう講演会を環境フェアの中でできるかどうかというのも検討事項かなと思います。

常設の展示というのはなかなか難しいと思いますので、私の一存では、申しわけありません、します・しませんはちょっとご回答できませんので。ただ、方向性としては、私も市民センターにいたときに、やはりケヤキの木があつて、落ち葉があつて、ムクドリが来て、生活に影響があるから木を切ってしまうて下さいというご要望は受けています。ただ、それをしてしまいますと、あその場合、あのケヤキというのはシンボルになっていますから、それを愛されている市民の方もいますし、逆に言うとそういうことで困っている市民の方もいるということで、調和というのは難しいと思います。ただ、ムクドリですとなかなか難しいので、剪定をしたりとかいう話にはなりますけれども、伐採というところまでは、景観も含めて、緑の保全ということではやるべきではないのかな。ただ、いろいろな考え方がありますので、私はそう思っておりますけれども、市ではなくてほかの県の方なり、例えば国道にも街路樹がありますので、手入れするのにも当然財政負担も相当かかりますので、その調整もあるかと思っております。

お答えになつてなくて申しわけございません。

○猿田会長 私もこのチラシを拝見して、ただ3カ月間ですよ、10月から1月まで。こういう長期間、できるというのは、博物館とかそういうところでないと、常設のところでないとできないんでしょうね。一時的にどこかで開こうといっても、長期間の開催というのは難しいわけで、その辺は十分お考えください。ですから、どこでやるというのではなくて、いかに知らせる手段を講ずるかということのほうが大事なんですから。

安齋先生、これについて何かご発言はございませんか。せっかくおつくりいただいたのに。

○安齋委員 今日、お配りいただきまして、ありがとうございます。藤沢市でいただいた調査の資料は、私どもの大学の博物館でお預かりをしております。今回は企画展として「生きものが語る藤沢の自然」ということでやらせていただいておりますけれども、以前は谷戸の自然のことも企画展を一度やらせていただいております。お預かりした標本はちゃんと保管しているんですが、常設展示のほうでも藤沢の自然の展示がございますので、1年中その部分の展示コーナーはちゃんとつくってございます。ですから、できれば市民の方々に、日大の六会には博物館があつて、そこに藤沢の自然に関する展示が行われているということをいろんなところで言っていただければ、駅から5分もかからないところで、無料でございますので。ただ、日曜はやってないので、それだけは申しわけないんですけれども。日曜と月曜が休館日になっておりまして、火曜から土曜日まではどなたでも入れますので、ぜひご案内をしていただければと思います。大体年間2万5000人くらいの方が入館されています。大体2万人と3万人の間を歩き来ているんですけれども、大学としてもたくさんの方に来ていただければ、博物館に予算が確保できますので、来ていただければと思います。

○猿田会長 ほかにございませんか。

一言。先ほど、一番最初に問題になった放射能に関すること、基本計画の中で見直していきますということ、何ページのどの辺にそれが書かれているのか。

○古谷補佐 先ほどのパブリックコメントに寄せられた意見に対して、どういった対応をしているかというご質問でよろしいでしょうか。

○猿田会長 例えば基本計画の1ページか2ページあたりで対応していくのか、どこで対応することになるのか。そうしないと、基本計画そのものの内容にかなりの変化が出てきちゃう。

○古谷補佐 その点については、パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、35 ページの「大気・土壌・水質等における放射性物質への対応」の「現状と課題」の中で書き込みをさせていただきたいと思っております。

○猿田会長 ここに書いてあるのは知っているんだけども、前のところでも一言書いたほうがいいのかと思ったので聞いたんだけど。だけど、これ以上何を書けるのかなという感じもするんだけどね。

ほかに、どうぞ。

○浅田委員 この日大の講演についてなんですけれども、話を戻しちゃうんですが、この企画展というのは藤沢市が行った自然環境実態調査の結果に基づいて行われたものなんです。実際にこの企画展に行ってみますと、非常にいい企画展で、展示資料はすごくきれいですし、展示パネルもきれいにできていますし、ぜひ多くの方に見ていただきたいと思っています。

先ほど、会長もおっしゃったんですけれども、この企画展は1月28日で終わりになってしまいます。展示資料を全部、多分片づけておしまいになってしまうと思うんですが、非常にもったいない資料だと思いますので、それ以降、できることでしたらここに関係のある環境総務課と、あと実際に調査に携わったみどり保全課、以前は公園みどり課でしたけれども今はみどり保全課、そこが、市役所の縦割り事業じゃなくて、横の連携でしっかりつながっていただいて、例えば市の図書館の1部屋とか市民センターの1部屋、あるいは思い切ってアートギャラリー、アートギャラリーだったら駅から直結ですし、見学してくださる方もふえると思うんです。そのくらい思い切ったことをしていただいて、十分にこの結果を市民の方に示していただきたいと思います。

市民の方に知らせるためには、そのくらいの企画が必要で、現在、この調査を行った私たち、例えば鳥、植物、昆虫、それから両生類、みんなメンバーが高齢化してきています。これから定期的に調査をしていくということが、62 ページでしたか、あるんですけれども、一体誰がこの調査を続けていけるんだろう。そのためには市民の方にぜひ見えていただいて、興味を持っていただいて、次期の調査にかかわっていただくメンバーを育てていくというのが市の役割ではないかと思っていますので、ぜひご検討のほど、よろしくお願ひしたいと思っています。

○猿田会長 資料の保全ですね、保存というか。

○浅田委員 そうですね。あと、人員、調査員の確保。

○廣崎委員 今のお考え、全くだと思うんです。だから、市民ギャラリーのようなところで、部長さんも思い切って、部長さんのときにすごくいいことをやったということで、遠慮しないでやってもらいたい。

私は、遠慮しないでということでは、今度また日大の博物館で、来年、エドワード・シルヴェスター・モースの140周年記念なものですから、1日にお伺いして、モースの展覧会をさせてもらいたいと。それと、生き物文化誌学会がそこでシンポジウムをやろうとか、いろんなことがあるんですけども、さっき言いましたように、日大は日大ですばらしいのをやってくれたその後、そのまま終わりじゃなくて、藤沢市内の、みんなが集まれるようなところで、またそれをそっくり利用させてもらいたい、私はそう思っております。それは藤沢市にとってもすごくいいことですし、今はどうも日大さんに全部おんぶにだっこで、いろんなものを日大がやってくれているからいいわということで、ごまかしている感じがするんですよ。もし日大の博物館がなかったらどうするのか。一生懸命やってくれている人たちが、今のお話のように、ばかばかしいということで消えてしまうんですよ。だから、お役所ではあるけれども、お役所の人がよくこういうことをやってくれたなといったような、お役所でないような発想で、日大の博物館をうまく利用して、お互いによかったなというふうにするのが、この審議会の使命の1つじゃないかと思います。

○猿田会長 私から一言申し上げたい。この基本計画の中で、どこまでそれが計画として書けるかどうかの問題が1つあるわけですね。きちんとしたペーパーにしなければならないわけですから。ですから、詳細にどう確保するか、あるいはその資料等を残すか、これは引き続きのご提案として事務局のほうで、それに対する対応、施策としてどう考えていくかということで処理していただきたいと思います。調査員をこうやって確保しますということを計画の中では書けないんでね。今のはご意見として承っておきますので、よろしく願いいたします。

それでは、基本計画も、特にここでご意見なければ、概要においては了承するという方向で……。何かありますか。簡潔に。

○廣瀬委員 はい、簡潔に。日大の博物館の存在は私は知らなかったんで、ぜひこの辺は市のほうで、私が知らないのが悪いんでしょうけど、もっと市が汗をかいて広報していただければ、皆さんも納得するのかなと思いました。

私の意見は、事務局のほうから、環境像第5の地球温暖化への適応について、部局の

中で、今、位置づけ等検討しているということですが、いまいちわからなかったんで。私も前回の意見で、位置づけを、例えば 17 ページに環境像 5 があって、それまでは全部、「環境目標」と対応しているんですけど、地球温暖化への適応というのが出てこなくて、次のページになると、パッと出てきて、またという形で、位置づけ的にもっと明確にしてほしいという意見を言ったと思います。そういうことを含めて検討しているのかという確認です。

○古谷補佐 今、廣瀬委員からご意見をいただきまして、その点について、庁内と私ども事務局のほうで精査をさせていただく中で、これについてはこの段階で早急にそれぞれの影響と適応についての細かい部分までを書き込むことは難しいという中で、書き込めるものを現状の課題として位置づけさせていただいたということになります。

○廣瀬委員 内容ではなくて位置づけを明確にということのご回答が今の回答になるんですか。そこがちょっといまいち。書けるものを書いたから、位置づけとしてはこれでいいですねと言われると、ちょっと理解しにくいんですけど。

○古谷補佐 その点については、書けるものを書いたのでこれでいいですねというよりは、こういったことを踏まえて、今後引き続き細かい部分については検討を続けていかなければいけないという認識であります。

○廣瀬委員 そうということが明確にわかるような、今おっしゃられたことがわかるような記述がどこかに入ることですか。それともこの審議会ですらそういう発言をしたということで、継続的な議題になるということなんですか。

○古谷補佐 その点につきましては、77 ページから 78 ページの「地球温暖化への『緩和策』と『適応策』」及び「地球温暖化による環境変化への影響と適応」の中の文章の中で書かせていただいておりますので、ご理解とご了承をいただければ幸いです。

○猿田会長 それでは、基本計画見直し案はこの程度にさせていただきます、きょう、いただいたご意見を踏まえて、また事務局でも加筆訂正等、あったらしておいてください。

それでは、温暖化対策実行計画に移ります。見直し案について、事務局から説明を求めます。

○浅野補佐 環境総務課の浅野と申します。よろしくお願いたします。私のほうから、藤沢市地球温暖化対策実行計画について、説明をさせていただきます。

前回、この会議の中で、温室効果ガスの削減目標をお示しさせていただいたと思いま

す。それ以外に、基本方針、施策の柱、施策の展開方向など、施策の体系までを、この実行計画についてはお示しさせていただきました。本日お示しする見直し案につきましては、前回の見直し素案から追加した点について、今回改めて説明をさせていただきたいと思います。

資料3をごらんください。追加した部分として、まず23ページから70ページまで、こちらを第3章として、「地球温暖化対策のための取組」というものを入れ込んであります。

次に、71ページから78ページまで、第4章としまして「重点プロジェクト」を入れ込んであります。

次に、79ページから84ページまでを第5章としまして、「計画の推進体制・進行管理」というものを入れ込んであります。

簡単に第3章の説明をさせていただきますと、「地球温暖化対策のための取組」のまとめ方といたしましては、108の項目があるのですが、現行の地球温暖化対策計画の示している取り組みについて、それぞれの担当課のほうで進捗状況などの確認を行った上、変更のない施策に関しては現状のままとしております。変更のあるものは必要に応じて修正・削除を行っております。

続いて、第4章、先ほどご説明させていただきました「重点プロジェクト」、72ページ以降になります。「重点プロジェクト」につきましては、ここでは新たに追加した取り組みについて、簡単に説明させていただきます。追加した部分としましては、「重点プロジェクト」の4番、74ページになりますが、国が推進する「COOL CHOICE」などの取り組みと連携するために、国の温暖化対策と連携したCO₂の削減の推進というものを追加しております。

次に、78ページ、「重点プロジェクト」の11に、ごみ焼却施設の再整備の際に、高効率発電の設備を導入して、余剰電力を活用したエネルギーの地産地消の取り組みを拡大するために、ごみ焼却発電による再生可能エネルギーの有効活用の促進を追加しております。

最後になりますが、前回の審議会で各委員からいただいた主なご意見を反映させた部分について、簡単にご説明させていただきます。先ほど、基本計画の説明でも触れさせていただいております、15ページにあります「基本方針：5 行政の率先的取組の推進」の説明で、市民や事業者を牽引するという表現がございましたが、こちらを、市民や事

業者と協働・連携するためのものという表現に変更しております。同じく 15 ページの「基本方針 6：低炭素化を誘導するまちづくり」の「民間事業者を誘導する取組」の説明文について、こちらのほうは整理をするような形で行いました。

簡単ですが、以上で「藤沢市地球温暖化対策実行計画見直し（案）」についての説明を終わらせていただきます。

○猿田会長 説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等ございましたらどうぞ。

○廣瀬委員 前から書いてあったと思うんですけども、改めて説明していただきたいんです。14 ページの「基本方針 3：エネルギーの地産地消」のところで、「エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギーの活用とマネジメント」ということで、再生可能エネルギーの導入とかいうところはわかるんですけども、「省エネ、創エネ、蓄エネの手法を最大限に活用しながら、エネルギーをマネジメントしていく仕組みをつくりまします」という記述があります。エネルギーをマネジメントするというのがどういうイメージで書かれているのかというのをちょっと見てみたんですけども、わからない。どんなイメージなのか。エネルギーをマネジメントするということまではわかるんですけど、その仕組みというのを藤沢市がどう実現するかというイメージが私にはちょっとわからないので、事務局で考えているイメージがあれば、教えていただきたい。

それから、細かいんですけど、57 ページの(78)「住宅の省エネ、創エネ、蓄エネなどによるゼロエネルギー化の促進」と書いてあるんですけど、省エネ、創エネ、蓄エネだけでは住宅のゼロエネルギーはほぼ無理で、やっぱり断熱とか、住宅そのものの改善プラス、こういうエネルギー設備の導入でゼロエネルギーにはなるということは私もそのとおりだと思うんですけど、住宅そのものの構造についてはどういう考えで書かれたのか。

2点、お願いします。

○木村主幹 1点目の、14 ページ、「マネジメントしていく仕組み」というところのご質問でございます。例えば、先ほど重点プロジェクトの 11 として、ごみ焼却発電による再生可能エネルギーの有効活用の促進というところで、今回案として定めさせていただいたんですけども、私ども北部環境事業所のほうで発電をしております、余剰電力を売電しています。例えばそれを新電力に売って、新電力からさらに公共施設に電気を売ってもらうという三角形的な形ですね、これはエネルギーの地産地消推進計画の重点プロジェクトでも定めておるんですけども、そういう形、それを仕組みと表現させていただいています。そういう形がとれないかというところで、仕組みということ表現さ

せていただいた次第でございます。

2点目、57ページにつきましては、ゼロエネハウスについては省エネ、創エネ、蓄エネだけでは賄えないというご意見でございますので、そちらにつきましては参考にさせていただきますまして、表記についてちょっと検討したいと考えております。

○猿田会長 よろしいですか。ほかにどうぞ。

今の57ページ、表現上の問題だろうけれども、ゼロエネルギーという表現が表現としていいのかどうかというのがちょっと疑問があるような気もする。要するにバランスがとれたことなんでしょう。さっきも廣瀬さんからあったけど、ゼロという問題の話なんだけれども、それをゼロと言うかどうか。要するにプラスマイナスゼロなんだよね。

○廣瀬委員 ゼロエネルギーって確かにおかしいとは思うんですけど、国は、ゼロエネルギーハウスとかゼロエネルギーオフィスとか盛んに使っていて、いいかどうかは別ですけど、国は使っているなど。それは別にどうでもいい話で。

それと、55ページ、「再生可能エネルギー等の利用推進」。設置を推進ということで書かれているんですけど、これはこれでぜひ進めていただきたいと思うんです。例えば74番、オフィスビル、工場へのシステム導入促進ということで、行政と事業者と大学が推進するということで書かれているんです。実は私もちょっと関係しているんですけど、市民が市民出資でマンションに設置するということを始めようかなということまで話をしているんですが、その場合、ここどこにも入らないなということ、そういう市民の自主的な取り組みというのは、ここで言うと、どういうところに読み込むのか。市民というカテゴリーを入れればいいというものでもないと思うんですけど、どういうふうにか考えるのか、お聞かせください。

○猿田会長 今、廣瀬委員が言っているのは、71番にあるんじゃないの？ ここで対応できるんじゃない？

○廣瀬委員 ここで言っている市民というのは、多分住宅用……。その前に、住宅用の太陽光発電システム導入ということで、個人の住宅なり、マンションの場合も管理組合が設置するということをイメージして、住宅用太陽光発電ということで……。

○猿田会長 だから71番で、マンションでも、市民の方の住宅用であれば。下の74番というのは、どちらかというとなら法人関係ですよ。オフィスビルとか工場ということで、事業者という意味の。

○廣瀬委員 じゃなくて、自分が住んでいるところの住宅とかマンションにつけるのは、

当然 71 番で想定していると思うんですね。そうではなくて、今、私がそういう動きがあると言ったのは、市民が出資して、自分が住んでいるところでも何でもない、マンションとかそういうオーナービルに設置するという動きも、全国でも数多くありますし、藤沢でもそんな動きを始めたということで、それがどこに位置づくのか教えていただきたいということです。71 番で読み込むんだというのは、それはそれで、まあそうかと思えますけど。

○猿田会長 マンションだって、住宅用マンションでしょう。もっと極端に言えば、じゃ、ビルと住宅が共存しているビルはどうするんだなんて、そこまで言わないでください。

○木村主幹 今、廣瀬委員がお話しされた 55 ページのところは、地球温暖化対策実行計画の体系図で言うところの「基本方針 3：エネルギーの地産地消 エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギーの活用とマネジメント」というくくりに入るものでございます。この審議会でも、平成 26 年度のときにご審議をいただきました藤沢市エネルギーの地産地消推進計画というのがございます。藤沢市エネルギーの地産地消推進計画というのは、まさに地球温暖化対策実行計画の「基本方針 3：エネルギーの地産地消」をより具体にするために定めた計画でございまして、今回、資料としては皆さんのお手元にはないんですけれども、藤沢市エネルギーの地産地消推進計画の重点プロジェクト 5 番というところに、市民協働発電による再生可能エネルギーの推進というようなくだりがございまして、こちらのほうで、今、廣瀬委員さんがおっしゃいます市民協働発電等については、エネルギーの地産地消推進計画のプロジェクトのほうで支援をしてみたいと考えております。

○猿田会長 地産地消は、もう 2 年ほどになるかな、決めたけども、今度 1 月に審議会があるのかな。その後の進捗状況というか、どういう成果を上げているかとか、こういうような活動をしていますとか、簡単なものでもいいけど何か報告できないかな。つくったら、その後、我々のほうはさっぱりわからない。どうだろう、その辺。無理なら無理でいい。こういう活動をしていますとか、この地域ではこういうことをやりましたとか、やる計画ですとか、何かもしあれば。

○木村主幹 承知いたしました。資料等、用意できるかわかりませんが、口頭等で説明はさせていただきます。

○猿田会長 せっかくなつくったものがどう動いているか、成果を上げているか知りたいんで、ほかに何かご発言はございませんか。

今、モロッコで COP22 がやられています。それまでに日本の批准がおくれたとか、いろいろあったので、11月4日には間に合わなかったんですけども、今、COP22 でやっています。しかし、なかなか難しそうですね、こちら側で聞いてみると、今後の対応が。

それでは、特にご発言がなければ、この見直し案、大局においては承認して、今日いろいろご意見をいただいたところで加筆訂正があればしていただくということで、次回にはまとめたと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その他で何かございますか。

○橋詰委員 次回まとめるなら、1つお願ひがあるんです。今、改めて環境基本計画の2ページを見ていたんですが、済みません、さっき終わった話を蒸し返すわけでは決していないんですが、お願ひしたいことが1つあります。気がついたんですが、要はこの文章のまま公表されるとなると、ここはどうなのかなというところが出てきまして、2ページの第3段落で、「市政運営の総合指針2016」と書かれているんですね。発表されるタイミングは、2016の次の指針が出るのではないかと思うんですけど、年号関係が2つになってしまって、そこをどう書くのかなというのがどうしても気になる。今ご検討されているものまで説明してくれと言うつもりはないんですけども、タイミングを見るとちょっと古い指針に触れているけど、今できたての指針はどうなんだねという論点がきっと出てくるのではないかと思いますので、そこを踏まえてご検討いただいたほうがいいかなと思います。気がつきましたので、申しました。

○黛参事 では、今の点につきましては、担当課のほうとも確認をとりまして、一番適正な表記にしたいと思います。

○猿田会長 これは事務局のほうできちんと整理して。ありがとうございました。

ほかに。

事務局から特にないということでございますので、本日の環境審議会はこれをもって終了させていただきたいと存じます。次回は1月の予定ですね。じゃ、また年明けにお会いしましょう。

○黛参事 どうもありがとうございました。それでは、本日の予定は全て滞りなく終了していただきましたので、終わりに当たりまして、私どもの金子環境部長よりご挨拶を申し上げます。

○金子部長 改めまして。最後になります。本当に今日はお忙しい中、環境審議会の委嘱式、及び第11期ということで、第1回目の審議会のご審議、長時間にわたりありがと

うございました。

この審議会は、平成 8 年に設立をされて、11 期という長い経過がございます。冒頭、市長からお話をいたしましたとおり、今日の環境問題は複雑・多様化しております。本市の自然環境を次世代に残していくためにも、さらなる環境施策を推進していく必要があると思っております。

本日ご審議いただいた環境基本計画については、本市における環境施策のマスタープランの位置づけと思っております。また、地球温暖化対策実行計画につきましては、環境基本計画のリーディングプランとして、その中心になるものと捉えております。

今回の改定につきましては、継続して委員をお願いした皆様で、4 回にわたるご審議をいただきました。次回の審議会で最終案をご審議いただくとともに、答申をお願いしたいと考えております。

環境への取り組みについては、本当に多岐にわたっておりまして、例えば地球環境に関しましては地球温暖化対策としての再生可能エネルギーや燃料電池の普及、自然環境につきましては大気・河川・海の汚染防止と保全、それから緑の保全の推進や生物多様性の保全、生活環境につきましてはごみの減量、資源化、ポイ捨てや落書き防止などの身近な環境美化の推進などさまざまでございます。また今回、新たな課題として浮き上がっております、温暖化への緩和策と適応策につきましては、本当に今後注視をしていかなければいけない課題だと捉えております。

皆様におかれましては、これから 2 年間の任期でございます。長期にわたりますが、引き続きそれぞれのお立場からご忌憚のないご意見をいただければと思っております。簡単ではございますが、閉会に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○ 参事 それでは、次回でございますが、次回は 1 月 24 日（火曜日）の午後でございます。場所は藤沢市民会館を予定しております。また改めて通知を差し上げますので、この段階では 1 月 24 日（火曜日）の午後のところスケジュールを書き込んでおいていただきたいと思います。市民会館でございます。よろしく申し上げます。

それでは、これをもちまして、第 11 期の第 1 回目となります藤沢市環境審議会を終了させていただきます。本日はまことにありがとうございました。

午後 3 時 58 分 閉会